

○岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續 等に関する条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集の特例)

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 公募の手續をとる暇がないとき。
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする団体がなかったとき。
- (3) 公の施設の設置目的の達成及び適切な運営を確保するため必要と認められるとき。
- (4) 公の施設の管理運営を通じて地域の住民活動を推進する必要があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

(募集の方法)

第3条 条例第2条本文の規定による公募は、岩国市公告式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市の広報紙又はホームページへの掲載その他広く市民が周知することのできる方法によるものとする。

2 市長は、前項の公募に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請の受付期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 条例第4条に規定する指定管理候補者の選定の基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定管理者に指定しようとする期間
- (8) 公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(指定管理者指定申請書等)

第4条 条例第3条の申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条の事業計画書は、公の施設の管理の業務に関する事業計画書（様式第2号）とする。

3 条例第3条に規定する市長が別に定める書類とは、次に掲げる書類とする。ただし、自治組織その他の市内の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体にあつては、第5号及び第6号を除く。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書
- (4) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録
- (6) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 役員名簿
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理候補者の選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第4条の規定により指定管理候補者を選定したときは、速やかにその結果を指定管理者の候補者選定結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。
(指定管理者の指定の通知)

第6条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を指定管理者指定通知書（様式第4号）により、指定管理候補者に通知するものとする。
(告示)

第7条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者を指定したとき、条例第11条第1項の規定により当該指定を取り消したとき、又はその他指定管理者に重要な変更があったときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。
(協定の内容)

第8条 条例第6条に規定する協定により定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理の業務の内容に関する事項

- (3) 使用料又は利用料金に関する事項
 - (4) 条例第8条の事業報告書に関する事項
 - (5) 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
 - (6) 管理する公の施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
 - (7) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (指定管理者変更届出書)

第9条 条例第7条の規定による届出は、指定管理者変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

(事業報告書の記載事項)

第10条 条例第8条の事業報告書に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 使用料の取扱い又は利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）

岩国市長 様

団体住所

団体名

代表者氏名

指定管理者指定申請書

次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする公の施設の名称

2 添付書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

公の施設の管理の業務に関する事業計画書

1 事業の内容

（1） 事業の具体的内容

（2） 事業実施のための人員配置

（3） その他

2 実施計画

3 収支計画

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

団体名
代表者氏名 様

岩国市長 印

指定管理者の候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました（公の施設の名称）に関する指定管
理者指定申請書について、審査の結果、貴団体を指定管理者の候補者に選定すること
に決定したので、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規
則第5条の規定に基づき通知します。

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

団体名
代表者氏名 様

岩国市長 国

指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、次のとおり
貴団体を指定管理者に指定したので、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等
に関する条例施行規則第 6 条の規定に基づき通知します。

- 1 公の施設の名称
 - 2 指定期間
-

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）

岩国市長 様

団体名

代表者氏名

指定管理者変更届出書

当団体の（変更した事項）を次のとおり変更しましたので、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条の規定に基づき届け出ます。

1 指定を受けている公の施設の名称

2 変更年月日

3 変更前の（変更した事項）

4 変更後の（変更した事項）